アクセス

［四国大学への交通機関］

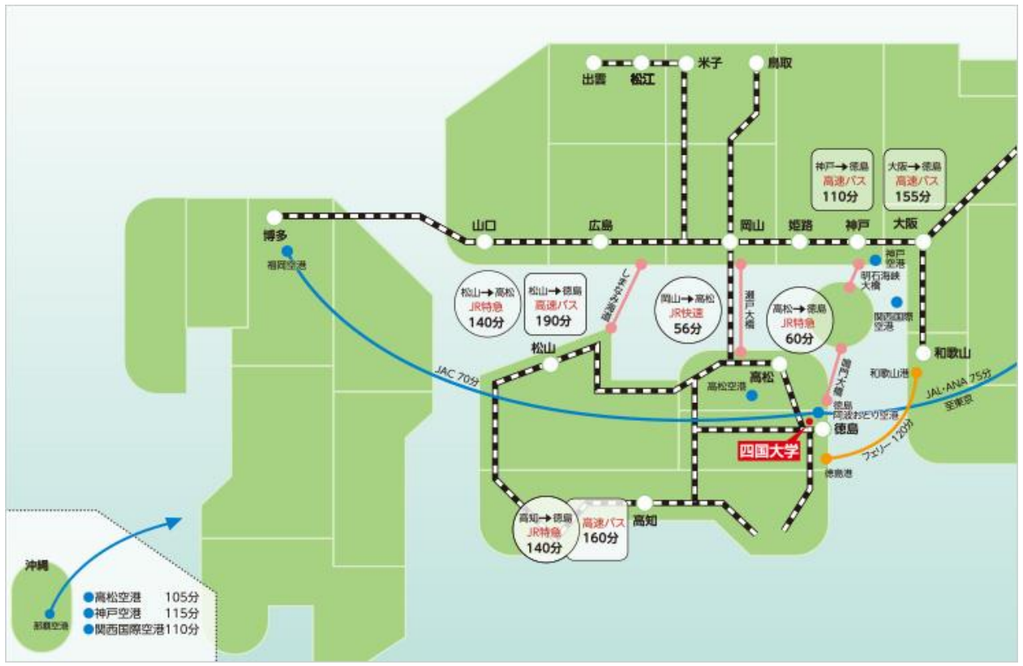

- **徳島阿波おどり空港より**
  路線バス２０分
- **ＪＲ徳島駅からの路線バス**
  ＪＲ徳島駅前バスターミナル
  徳島バス（吉野川大橋経由を除く）
  ⑭⑮⑯ 番のりば
  「四国大学前」下車徒歩３分
  徳島市営バス⑦番のりば
  「四国大学前」下車徒歩３分
- **タクシー**
  ＪＲ徳島駅前より本学まで約１５分
- **駐車場完備**（受講生無料）

願書提出先及び問い合わせ先

四国大学　教育支援課
〒771-1192　徳島市応神町古川　TEL(088)665-9922
http://www.shikoku-u.ac.jp/

２０２２年度
（令和４年度）

科目等履修生募集要項

四国大学短期大学部
栄養士養成サポートプログラム
（履修証明プログラム）

人が集まる「人」をつくる、大学。

SHIKOKU UNIVERSITY
四国大学

目　　的　四国大学短期大学部では、主に調理師の方を対象に、栄養士取得に必要な基礎的科目およびキャリア関連科目を学び、調理と栄養の業務に必要な能力の向上を図るため、履修証明プログラムを本学人間健康科食物栄養専攻に開設しました。
調理と栄養の業務に必要な能力を身に付けるとともに、キャリア形成に関する知識を身に付けるプログラムとなっています。

開設する学部等　四国大学短期大学部人間健康科食物栄養専攻

履修資格　四国大学短期大学部において、科目等履修生として就学の目的を達することができる学力を有すると認められるもので、大学入学資格を有する者。

定　　員　１０名程度

出願書類
1　願書（本学所定の用紙）
2　履歴書（写真貼付）
3　最終学校の卒業（修了）証明書
4　検定料の受領確認書（本学所定の様式で経理課受領印押印済のもの）
＊　提出された書類の個人情報については、目的以外には使用しません。また、提出された書類は返還しません。

出願期間　令和4年3月1日 ～ 令和4年3月16日

出願先及び問合せ先　四国大学　学生サポートセンター　（中央棟1階）
教育支援課 科目等履修生担当
〒771－1192 徳島市応神町古川
TEL 088-665-9922　FAX 088-665-9932
＊ 出願期間中の受付時間 9:30～16:30 （土・日・祝日をのぞく）

選考・許可　授業科目担当者の承認のうえ、当該科目開設学部において選考し、学長が許可します。

履修手続
1　合格の通知を受けた者は、誓約書を提出してください。
2　履修料納入者には、科目等履修生証を交付します。

履修料等　四国大学履修証明プログラムの定めによる。
・検定料　15，000円
・登録料　5，000円
・履修料　120，000円

費用の負担　教材、実験及び実習等に要する費用は、科目等履修生の負担とします。

履修期間　1年間　令和4年4月入学 ～ 令和5年3月修了
・前期　4月 3日 ～ 9月23日
・後期　9月24日 ～ 3月16日

履修可能科目・単位数

【前期開講科目】			
科目名	単位数	科目名	単位数
人間健康概論	2単位	調理学	2単位
基礎生物化学	2単位	給食経営管理論	2単位
食品学	2単位	栄養指導論Ⅰ	2単位
食品加工学	2単位	食品加工学実習	1単位
栄養学総論Ⅰ	2単位	調理学実習Ⅰ	1単位
栄養指導論Ⅰ	2単位	社会人基礎力入門	2単位

【後期開講科目】			
科目名	単位数	科目名	単位数
生化学	2単位	臨床栄養学実習	1単位
栄養学各論	2単位	栄養指導実習Ⅰ	1単位
臨床栄養学総論	2単位	調理学実習Ⅱ	1単位
栄養指導論Ⅱ	2単位	自己と社会・地域論	2単位
食品化学実験	1単位	キャリア形成入門	2単位

授業の受講
1　授業は、新型コロナウィルスの感染拡大状況により、オンラインで実施することがあります。
2　オンラインで実施する場合、ポータルシステム及びmanaba courseを使用します。
使用方法については、事前に説明します。

短期大学部入学後の単位認定　本プログラムで履修した単位は、人間健康科食物栄養専攻入学後、30単位を上限として単位を認定することができます。

修了要件及び履修証明書の交付　授業科目を履修し、試験内規及び学業成績評価規則に基づき、合格した者には、所定の単位を認定します。**（修了要件：20単位以上）**
修了者には、「四国大学短期大学部栄養士養成サポートプログラム」の履修証明書を交付します。

諸規則の遵守　科目等履修生は、本学の諸規則を守り、所期の目的を達成するよう努めなければなりません。科目等履修生に関し必要な事項は、学則および四国大学科目等履修生規則を適用します。

履修の中止等　科目等履修生が本学の諸規則に反する行為または科目等履修生として相応しくない行為を行った場合は、科目等履修生の身分を剥奪し、授業科目の履修を中止します。また、受講を許可された科目の取消しを希望する場合は、教育支援課へ申し出てください。

留意事項
1　身体に障がいのある方で、特別な配慮を必要とする場合は、出願前に教育支援課へ相談してください。
2　納入した受講料は返還しません。
3　履修期間終了後、引き続き科目等履修生として履修を希望する場合は、検定料・登録料は徴収しません。
4　履修期間終了後は、科目等履修生証は返還しなければなりません。
5　連絡事項は、ポータルシステム及びmanaba courseを使用するので、確認してください。